

## ゴルフ場利用約款

株式会社アスピースコーポレーションが運営するコース、クラブハウス、乗用カート等のゴルフ場施設(以下、ゴルフ場という)をご利用のお客様は、快適で安全なプレーをお楽しみいただく為、本約款、当ゴルフ場が別途定める諸規則及び日本ゴルフ協会の規則等に従ってご利用いただきます。加えて、当ゴルフ場の会員については会則にも従ってご利用いただきます。

### 利用契約の成立(第1条)

当ゴルフ場を利用される方は、予約手続きを経て、当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の署名簿にご本人が署名またはスマートチェックインによりご利用の申込みをして下さい。これにより、当ゴルフ場を利用される方に、ロッカーキーおよびスコアカードホルダーをお渡ししたとき、並びにセルフデーの日は事前精算が完了した際に、利用契約が成立します。

### 違約金等(第2条)

予約をキャンセルされる場合等の違約金手続きについては、当ゴルフ場のご利用のご案内等で定める規定に従っていただきます

### 利用の拒絶(第3条)

当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用をお断りすることがあります。

- 1) 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- 2) 事前に予約をしていないとき。
- 3) 天災事故、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズ若しくはプレーの継続延長が不可能と認められるとき。
- 4) 利用者が暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
- 5) 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- 6) 利用者が集団、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす虞がある者と認められるとき。
- 7) 偽名または他人名義で申込みをしたとき。

- 8) 入れ墨がある等の事由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき。
- 9) その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。

#### **利用継続の拒絶(第4条)**

当ゴルフ場は次の場合には、利用の継続をお断りいたします。

- 1) 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- 2) 天災、その他やむを得ない事情により施設の利用ができないと判断されるとき。
- 3) 施設の利用開始後、第3条に該当することが判明したとき。
- 4) 技術未熟およびマナーに欠け、他の利用者に対し著しく迷惑を及ぼしたとき。
- 5) その他本約款に違反したとき。

#### **休業日、開場時間、スタート時間(第5条)**

当ゴルフ場の休業日と開場時間及びスタート時間は当ゴルフ場の定める所によります。ただし、臨時的に変更することがあります。

#### **金銭その他貴重品、携帯品(第6条)**

当ゴルフ場は現金、貴重品、その他携帯品の破損、紛失及び盗難について一切の責任を負いません。利用者ご自身の責任において管理をお願いいたします。金銭その他貴重品については、備え付けのフリーボックス(貴重品ロッカー)をご使用下さい。フリーボックスご使用に際しては「フリーボックス使用約款」を遵守の上ご使用下さい。

#### **自動車(第7条)**

当ゴルフ場は駐車場でのお車の事故及び盗難に関して一切の責任を負いません。

#### **ロッカーの使用・鍵(第8条)**

当ゴルフ場が認める場合を除き利用者のスコアカードホルダー及びロッカーの鍵はお預かりいたしません。また、ロッカー内収容品の事故及び盗難等については一切の責任を負いません。利用者がスコアカードホルダー又はロッカーの鍵を紛失された場合は、再制作費用をご負担いただきます。

### **宅配便の事故(第9条)**

宅配便に就いてはその物品の受領、保管、発送等において、当ゴルフ場はあくまで当事者を代行し行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

### **乗用ゴルフカートの利用(第10条)**

- 1) 乗用ゴルフカートをご利用の場合は、安全運行を遵守し、プレー目的以外の使用は、お断りします。運転は自動車の運転免許証取得者のみとします。また、運転者およびその他の利用者は別に定める乗用ゴルフカート利用約款を遵守して下さい。
- 2) 乗用ゴルフカートは、当ゴルフ場が定める場所以外の通行を禁止します。
- 3) 利用者は、乗用ゴルフカートに故障等がある場合、またそのおそれがある場合、速やかに当ゴルフ場従業員にお申し出下さい。
- 4) お客様の故意または過失を起因とする事故については一切の責任を負いません。またこの場合、乗用ゴルフカートの損傷については、損害費用を請求することがあります。

### **危険防止責任とエチケットマナーの厳守(第11条)**

- 1) ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイス及び安全確認の合図の如何にかかわらず自己の責任により安全を確認した上でプレーしていただきます。
- 2) 当ゴルフ場を利用される方は、当ゴルフ場が定めるドレスコードをご確認ください。
- 3) 著しくプレー進行に遅延があった場合には、組の入れ替えやプレーの中止をお願いする場合があります。

### **ティーイング・グラウンドにおける素振り(第12条)**

素振りはティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外ではなさないで下さい。特に、打者以外のプレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

### **前方組への打ち込み禁止(第13条)**

前方組に対して、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断し安全確認の上、前方組に絶対に打ち込まないように打球して下さい。

### **打者の前方に出ないこと(第 14 条)**

同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。また、他のプレーヤーの打球に十分注意して、危険回避して下さい。

### **隣接ホールへの打込み(第 15 条)**

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向については適切に判断して慎重に打球して下さい。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自身の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

### **退避及び退避所(第 16 条)**

先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させる際、後続組が全員打ち終わるまで退避所又は安全な場所に退避して下さい。

### **ホールアウト後の退去(第 17 条)**

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを立ち去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、速やかに次のホールへ進んで下さい。

### **プレーの進行(第 18 条)**

プレーの進行については特に注意して、前の組と 1 ホール以上の間隔を開けないようにして下さい。ボール探しは 3 分以内をお願いします。

### **雷鳴が近づいた場合(第 19 条)**

雷警報または雷が近づき危険を感じた場合は、当ゴルフ場もしくは当ゴルフ場従業員の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。尚、利用者は事前にスコアカード等で避難所等をご確認ください。また、当ゴルフ場が危険と判断し退避の指示を出した場合は、直ちにその指示に従い退避して下さい。

### **クラブ及び携帯品(第 20 条)**

プレー開始前、終了後のクラブの確認 利用者はプレー開始前に自己のクラブ及び携帯品を確認して下さい。利用者がプレーを終了した場合は、クラブ及び携帯品を

点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、損傷、瑕疵等について、ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

### **火気使用の禁止(第 21 条)**

コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所での喫煙を除き厳禁とします。煙草の吸殻、マッチの燃えがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

### **施設に損害を与えた場合(第 22 条)**

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合はその損害額を賠償していただきます。

### **ゴルフ場内への持ち込み禁止(第 23 条)**

ゴルフ場内へ下記のものを持ち込むことを禁止いたします。

- 1) 動物ペット類
- 2) 悪臭を放つもの
- 3) 鉄砲刀剣類
- 4) 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのある危険物
- 5) 騒音を発するもの
- 6) ゴルフ場施設の適正な利用を妨げるもの
- 7) その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

### **行為の禁止(第 24 条)**

ゴルフ場内で下記の行為はお断りいたします。

- 1) 賭博、暴力その他風紀を乱す行為。
- 2) 物品販売、宣伝広告等の行為。(特に許可する場合は除く)
- 3) 他人に迷惑を及ぼし、又は、不快感を与える行為。
- 4) 利用者以外(含ギャラリー)のコース内への立入り。(特に許可した場合を除く)  
尚、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷病等の被害を受けた場合、ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。
- 5) カメラ、ビデオ等による撮影、録音等の行為。(特に許可する場合は除く)

以上